

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2016年(平成28年)

7月5日(火)

発行：税理士法人 SBC パートナース
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

金融公庫の活用方法

～金融機関から見た
資金調達のポイント～

日時：2016年8月4日(木)
8:00～9:00(開場7:45～)

講師：税理士法人 SBC パートナース
税理士 衣川 匡之

対象：経営者・経理担当者

定員：5名(先着順)

参加費：1名様 3,000円(税込)
弊社顧問契約先 1,000円(税込)
※当日会場にてお渡し下さい。

会場：税理士法人 SBC パートナース
名古屋支店 会議室

お問合せ：税理士法人 SBC パートナース
Tel: 052-203-1112

(担当：稲垣・野々部)

Scope

納税者の救済制度

国税に関する法律に基づく処分についての納税者の救済制度には、処分庁に対する異議申立て(再調査の請求)及び国税不服審判所長に対する審査請求という行政上の救済制度(不服申立制度)と、裁判所に対して訴訟を提起して処分の是正を求める司法上の救済制度があります。納税者は、上記の行政上の不服申立てを経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して「訴訟」を提起することができます。

27年度訴訟は231件で16年度比半減 異議申立ての救済割合は8.4%!

国税庁・国税不服審判所がこのほど公表した平成27年度における異議申立て、不服申立て及び訴訟の概要によると、平成28年3月までの1年間に裁判所に対して提起された訴訟件数は231件で、前年度を6件下回り、11年前の平成16年度(552件)と比較して半分以上まで低下したことが分かった。

税務署長などが更正・決定や差押えなどを行った際に、その処分に不服がある納税者が税務署長などに対して処分の取消しや変更を求める異議申立ての状況をみると、発生件数は、消費税(41.5%増の1155件)を始め、ほとんどの税目が前年に比べて増加したことから15.8%増の3191件と3年連続で増加した。

これに対して前年からの継続分を含めた処理件数3200件(前年度比16.6%増)のうち、納税者の主張が一部でも認められたのは270件で、処理件数全体に占める割合(救済割合)は前年度を0.9ポイント下回る8.4%となった。

また、異議決定を経た後の処分になお不服がある場合などに、その処分の取消し等を求めて国税不服審判所長に対して申し立てる審査請求は、法人税等(6.4%増の334件)などが増加したことから、過去最少だった前年度を3.3%上回る2098件となった。

一方、処理件数2311件(前年度比22.4%減)のうち、納税者の主張が何らかの形で受け入れられた割合は8.0%と、前年度から横ばいで推移した。

そして、国税不服審判所の審査請求に納得がいらず訴訟に至った件数は、所得税(9.0%増の85件)などは増えたものの、法人税(22.4%減の38件)や徴収関係(33.9%減の39件)が減少したことから、前年度を2.5%下回る231件となり、平成16年度(552件)の半分以上となっている。

前年度からの係属事案を含めた262件の終結状況をみると、国側の「一部敗訴」3件、「全部敗訴」19件の合計22件について納税者の主張が何らかの形で認められ、取消(納税者勝訴)割合は8.4%と前年の6.8%を1.6ポイント上回っている。